

臭気指数規制による悪臭防止の手引き

現在、豊橋市内の工場・事業場から発生する臭気については、悪臭防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例（県条例）による規制が行われています。この手引きは、悪臭の規制の仕組みをまとめたものです。

1 臭気指数規制

本市は、悪臭防止法に基づき、アンモニアをはじめとする22物質の特定悪臭物質による規制方式「物質濃度規制」を採用していました。しかし、近年の悪臭苦情は、指定された特定悪臭物質以外の物質やいろいろな物質が混ざり合った複合臭を原因とする場合が多くなり、住民感覚と規制値との間にギャップを生じるようになってきました。

そこで、これらの事例に適切に対応するため、人の嗅覚を用いた「臭気指数※規制」を平成19年4月1日から導入しました。

※臭気指数…問題となる臭いのついた空気や水を無臭の空気（水）で薄め、臭いが感じられなくなったときの希釈倍率から算出したもの

2 規制地域及び規制基準

(1) 規制地域

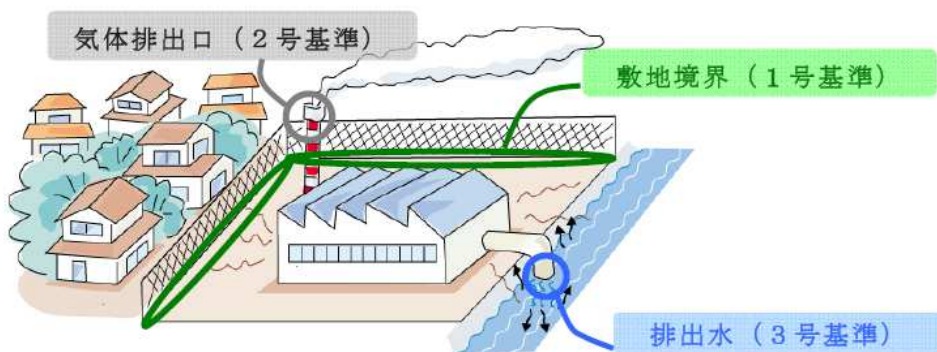
本市では市内全域を規制地域としており、市内の工場・事業場が対象となります。規制地域の区分は次のとおりです。

表；規制地域の区分

地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
該当する区域	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域	準工業地域 工業地域 市街化調整区域のうち住宅団地	工業専用地域 市街化調整区域

(2) 規制基準

規制基準には、敷地境界線の規制基準（1号基準）、気体排出口の規制基準（2号基準）、排出水の規制基準（3号基準）の3つあります。



規制基準は次のとおりとなっており、事業者は当該地域における規制基準を遵守することとされています。

表；規制基準

区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
工場・事業場の敷地境界（1号基準）	1 2	1 5	1 8
気体排出口（2号基準）	排出口から排出した臭気が、地表に着地したときの最大濃度が事業場敷地境界上の規制基準に適合するように、大気拡散式を用いて事業場毎に算出		
排水（3号基準）	2 8	3 1	3 4

3 事故時の措置

事業者は、悪臭を伴う事故が発生した場合、悪臭原因物の排出が規制基準に適合しないおそれが生じたときなどは、直ちに応急措置を取るとともに、その事故の状況を豊橋市に通報することとされています。万が一、そのような事案が発生した場合は、環境保全課まで連絡してください。

事故の状況に応じて、市長が応急措置命令を行うことがあります。

4 悪臭関係の届出

県条例により、以下の表に記載のある業種の工場・事業場は、悪臭物質の施設の構造、作業の方法などを毎年度終了後1か月以内に豊橋市に届け出ることとなっています。

表；届出対象業種

1	畜産農業	イ	豚房施設（豚房の総面積が50m ² 以上）を有するもの
		ロ	牛房施設（牛房の総面積が200m ² 以上）を有するもの
		ハ	鶏を3,000羽以上飼育するもの
		ニ	うずらを20,000羽以上飼育するもの
2	飼料又は有機質肥料の製造業（乾燥施設を有するものに限る。）		
3	コーンスターチ製造業		
4	レーヨン製造業（紡糸施設を有するものに限る。）		
5	クラフトパルプ製造業		
6	セロファン製造業（製膜施設を有するものに限る。）		
7	ゴム製品製造業（加硫施設を有するものに限る。）		
8	石油化学工業（カプロラクタムの製造施設を有するものに限る。）		
9	石油精製業		
10	製鉄業（溶鉱炉を有するものに限る。）		
11	鋳物製造業（シェルモールド法によるものに限る。）		
12	化製場		
13	し尿処理施設（し尿浄化槽を除く。）		
14	ごみ処理場		
15	終末処理場		

本手引きに関するお問合せ先

豊橋市環境部環境保全課大気環境グループ

TEL；(0532)51-2388